

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）の施行期日は、平成十五年四月一日とすること。

政令第 号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十五年四月一日とする。

理由

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年七月十二日法律第八十六号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 特定建築物の範囲の拡大

特定建築物の範囲を、不特定でなくとも多数の者が利用する一定の用途の建築物にも拡大するものとする
こと。
(第二条第二号関係)

第二 特別特定建築物の建築等についての利用円滑化基準への適合義務の創設

一 特定建築物のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用するもので、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なもの(以下「特別特定建築物」という。)の一定の規模以上の建築(用途変更を含む。以下同じ。)をしようとする者及び維持保全をする者は、当該特別特定建築物を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び配置に関する基準(以下「利用円滑化基準」という。)に適合させなければならないものとする。
(第三条第一項関係)

二 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、一の規定の制限のみによっては、高齢者、身体障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達し難いと認める場合に
おいては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、一の建築の規模を条例で別に定め、又は利用円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができるものとする。 (第三条第二項関係)

三 一及び二の規定を建築確認対象法令とし、違反した建築又は維持保全をする者に対し是正命令等の規定を設けるものとする。 (第三条第三項及び第四条関係)

第三 努力義務の対象への特定施設の修繕又は模様替の追加

特定建築物の特定施設の修繕又は模様替をしようとする者は、特定施設を利用円滑化基準又は条例で付加した事項に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第五条第二項関係)

第四 認定建築物に対する支援措置の拡大

一 計画の認定の範囲を、特定建築物の特定施設の修繕又は模様替にも拡大するものとする。

(第六条第一項関係)

二 認定の基準について、利用円滑化基準を超え、かつ、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき特定施設の構造及び配置に関する基準である旨を明確化するものとする。

（第六条第三項関係）

三 認定の申請と併せて申請された建築確認の審査において、建築確認対象法令である利用円滑化基準についての審査は要しないものとする。

（第六条第六項関係）

四 認定建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、当該認定建築物の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積は、算入しないものとする。

（第八条関係）

五 認定建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、当該認定建築物が計画の認定を受けている旨の表示を付することができることとし、この場合を除き、何人もこれと紛らわしい表示を付してはならないものとする。

（第九条関係）

第五 所管行政庁（建築主事を置く市町村又は特別区の長）への権限の委譲

この法律の施行に関する事務を、都道府県知事から所管行政庁（建築主事を置く市町村又は特別区の長）

に委譲するものとする。

(第四条第一項から第三項まで、第五条第三

項、第六条第一項、第三項から第五項まで及び第七項、第七条第一項並びに第十条から第十二条まで関係)

第六 その他

罰則その他所要の規定を整備するものとする。

第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を設けるものとする。

(附則第二条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第三条関係)